財産形成住宅預金〔住宅財形〕

平成２８年２月２５日現在

<table>
<tr><td>商品名
(愛　　称)</td><td>財 産 形 成 住 宅 預 金 〔 住宅財形 〕</td></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>・財産形成預金取扱契約先企業勤務で契約時満５５歳未満の勤労者のお客さま。
・おひとり１契約で、１金融機関に限ります。</td></tr>
<tr><td>預入期間</td><td>・積立期間５年以上（年１回以上の預入が必要です）
ただし、５年未満でも要件を満たす目的での払戻しはできます。</td></tr>
<tr><td>預　　入
（１）預入方法

（２）預入金額
（３）預入単位</td><td>・給与または賞与からの天引き預入。
預入ごとに定期預金を作成します。
・１回１，０００円以上
・１，０００円の整数倍</td></tr>
<tr><td>払戻方法</td><td>・自己の居住する住宅取得費用及び増改築費用等の支払いにあてる場合に限定されます。
・住宅の取得・増改築等を行う前に残高の９０％まで、一度限り一部払戻しができます。
その場合、一部払戻しの日から２年以内かつ住宅取得の日から１年以内に残額を払出す必要があります。払戻しには住宅の登記簿謄本や建設工事請負契約書の写しなど、所定の書類が必要となります。</td></tr>
<tr><td>利　　息
（１）適用金利
（２）利払方法
（３）計算方法</td><td>・預入時の店頭表示の利率を適用します。
・個別の定期預金ごとに、満期時に一括して支払います。
・付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算で１年ごとの複利計算とします（ただし、年単位とならない預入日数については、１年を３６５日とする日割計算による年複利計算とします）。</td></tr>
<tr><td>税　　金</td><td>・財産形成年金預金と合算で、５５０万円を限度として非課税とすることができます。
・上記非課税限度を超える場合、支払われるお利息は利子所得として２０．３１５％（所得税及び復興特別所得税１５．３１５％、地方税５％）が源泉徴収され、源泉分離課税となります。</td></tr>
<tr><td>手 数 料</td><td>―</td></tr>
<tr><td>付加できる
特約事項</td><td>・マル財のお取扱いができます。</td></tr>
<tr><td>中途解約時
のお取扱い</td><td>・個別の定期預金ごとの解約が満期日前になる場合は、次の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第３位以下切捨て）によって、１年複利の方法により計算した利息とともに支払います。
<table>
<tr><td rowspan="6">預入期間</td><td>６ヵ月未満</td><td>解約日の普通預金利率</td></tr>
<tr><td>６ヵ月以上１年未満</td><td>２年以上利率×４０％</td></tr>
<tr><td>１年以上１年６ヵ月未満</td><td>２年以上利率×５０％</td></tr>
<tr><td>１年６ヵ月以上２年未満</td><td>２年以上利率×６０％</td></tr>
<tr><td>２年以上２年６ヵ月未満</td><td>２年以上利率×７０％</td></tr>
<tr><td>２年６ヵ月以上３年未満</td><td>２年以上利率×９０％</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>金利情報の
入手方法</td><td>・金利は店頭の電子掲示板または窓口へご照会ください。</td></tr>
</table>

苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部(9時～17時、電話：0120-778-211)にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517 - 5825)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考 となる事項	・１年間に１回以上預入がない場合等、財形の要件を満たさない事態が発生した場合は、課税扱いとなります。 ・上記の払戻方法（要件）以外の目的で払戻すときは、過去５年間にわたる利息及び解約利息について課税されるとともに、それ以後の利息についても課税されます。 ・住宅の新築・購入及び増改築の内容につきましては一定の条件があります。 ・詳しくは窓口までお問い合わせください。 ・預金保険機構の付保対象預金です。詳細につきましては、店頭に掲示の「預金に関する重要事項のお知らせ」もしくは「預金保険制度」のポスターを参照願います。

北 群 馬 信 用 金 庫